

平成17年9月20日

福島第一原子力発電所に寄せられた発電所管理区域外での協力会社作業員の
負傷に関するご指摘について

平成17年9月2日、当所に対し「ある元請会社の子会社の作業員が、平成15年に転落事故により負傷（全治1ヶ月半）したが、上司の指示で労災隠しを行っていた」とのご指摘が匿名の電話により寄せられたことから、その事実関係を調査してまいりました。

このたび、ご指摘いただいた内容についての調査結果がとりまとまりましたので、お知らせいたします。

調査の結果、平成15年11月12日午前11時30分頃、当所1号機の循環水系配管*内（管理区域外）における点検作業中に、元請会社の協力会社（三次請負会社）の作業員が、誤って高さ7m下の海水の溜まった配管に足から転落し、腰を負傷（同日午後の病院の診察で、小骨にひびを確認し、以降約1ヶ月入院）した事案が確認されました。

被災者の所属する協力会社は、同日、一次請負会社に報告しましたが、その後の対応については、一次請負会社が行うものと考えたことなどから、労働基準監督署には報告しませんでした。また、報告を受けた一次請負会社は、入院の事実を把握したのが災害発生の翌日であったことや、当時現場責任者が不在であったなどの理由から、当該協力会社に対し労働基準監督署への報告の指示を行わず、また元請会社ならびに当社への報告を行っていませんでした。

本件においては、負傷による休業があったにもかかわらず労働基準監督署への報告が行われていなかったこと、また当社との工事請負契約に基づいて、協力会社は作業中に負傷等が発生した際は速やかに当社へ報告することになっていたにもかかわらず、報告がなかったことから、当社は改めて各元請会社を通じて協力会社へ報告実施に関する周知徹底を指示いたします。

なお、本件に関する当社の調査結果については、本日、労働基準監督署へ報告いたしました。

以 上

* 循環水系配管

タービンを回した後の蒸気を復水器で冷却凝縮する際の冷却水としての海水を供給する配管。